

UP 経営の道しるべ 新たな取り組みを具現化して利益アップ

「経営革新計画」は、経営の向上を目指して「新たな取り組み」を行うための事業計画書です。自社の現状を分析し、目標達成に向けて「いつ」「誰が」「何を」すべきなのかを明確にします。作成過程で、客観的な立場からの意見を聞くことができ、計画内容の充実を図ることができます。

あなたの夢や想いを形にし、経営の革新に取り組みましょう！

支援対象は

本社登記が埼玉県内の中小企業者で、1年以上の事業実績がある企業（個人※）※個人の場合は埼玉県内の住所を有する方が対象です。

承認までの流れ



承認のメリット

承認書の交付や埼玉県のホームページで企業紹介されるなどの特典がありますが、**最大のメリット**は、貴社が経営革新計画の策定を契機に、**頭の中にある考えを「計画」に見える化し、目標達成への道筋を明らかにできること**です。また、「新たな取り組み」(※1)を行うことで経営の向上(※2)を目指すことができます。

(※1)「今まで行っていないかった取り組み・アイデア」を指します。新商品・新サービスの開発のほか、新しい販売方法を導入するなど様々なケースが該当します。
(※2)計画では、計画期間終了時において、下表に掲げる数値を超える伸び率を設定します。

計画期間	「付加価値額(※)」又は「一人当たりの付加価値額」の伸び率	「経常利益」の伸び率
3年計画	9%以上	3%以上
4年計画	12%以上	4%以上
5年計画	15%以上	5%以上

※付加価値額・・・営業利益＋人件費＋減価償却費
(=売上－社外に支払われた経費)

Let's! 経営革新!!

そのほか、次のような支援内容が用意されています。

- (1) 計画実行のための専門家派遣
- (2) 販売アドバイザー
- (3) (株)日本政策金融公庫による融資※
- (4) 中小企業信用保険法の特例(債務保証)※
- (5) 県制度融資(経営革新計画促進融資)※
- (6) 特許料等の軽減
- (7) 県ホームページで紹介します。貴社のホームページへリンクもできます。

※経営革新計画の承認は貸付等の利用を保証するものではありません。各種支援策を利用するためには別途申請やそれぞれの機関における審査を通る必要があります。

- (ステップ1) 川口商工会議所にご相談ください。
- (ステップ2) 現状・課題・外部環境などを分析して、貴社の新たな取り組みをまとめます。
- (ステップ3) 計画の骨格ができましたら、承認に必要な要件を満たしているか確認させていただきます。
- (ステップ4) 計画を完成させ、申請書を提出します。



本業の儲けである「営業利益」に人件費(自社のヒト)と減価償却費(自社のモノ)を合算することで、**事業活動で得られた「価値」**を表します。付加価値額は「労働生産性」とも言えます。



過去に承認されたテーマには
次のような事例があります。

承認テーマ(業種)

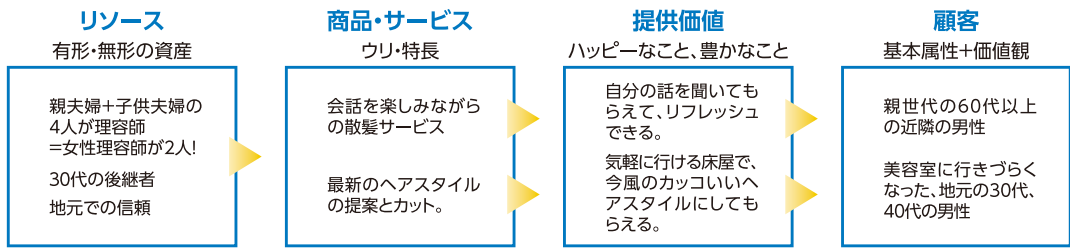
- ・精密鑄造における価格低減効果による受注拡大(鉄鋼業)
- ・新たな「組立加工・検査」サービスの事業化(一般機械器具製造業)
- ・立体消しゴム市場拡大のための新たな販売方式の採用(プラスチック製品製造業)
- ・シングルモルトウイスキーの製造販売によるグローバルマーケットの獲得(蒸留酒製造業)
- ・美容師の地位向上のための業態開発と人材育成の実施(美容室)など
(埼玉県ホームページより)

必ずしも、世に出ていない画期的な製品やシステムでなければ承認されないというわけではありません。下記のように、**既存の製品サービスに工夫を加えたり、新たな生産体制・販路開拓を行うなど、「自社にとって新たな取り組み」であれば、承認を受けることが可能です。**

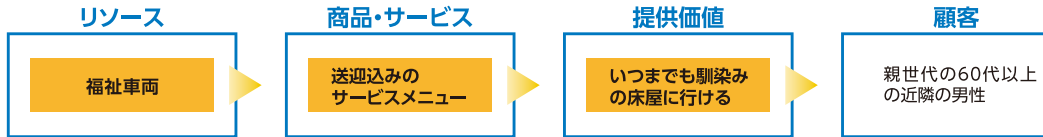


経営革新計画のモデルケース(例:理容店)

現在のビジネスモデルを整理する



新たな取り組み例①「既存顧客」に新たな価値を提供する



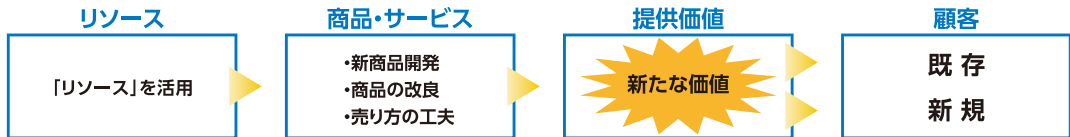
付加価値向上!

新たな取り組み例②「新たな顧客」に新たな価値を提供する



新規顧客獲得!

新たな取り組みを「ビジネスモデル」に当てはめた計画が「経営革新計画」です



川口商工会議所では、商工会議所+金融機関+専門家(弁護士・税理士・社会保険労務士・行政書士・中小企業診断士など)が連携し、「チーム・かわBiz」として**三位一体**となったサポートを行っています。経営支援計画作成はもちろん、さまざまな経営課題に関するご相談に応じています。ご利用は原則**無料**です。是非ご利用ください。

川口商工会議所 経営支援課 電話:048-228-2220